

生殖補助医療費助成事業受診等証明書

下記の者については、生殖補助医療(体外受精及び顕微授精)以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと思われるため、生殖補助医療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄(治療に関する事項については主治医が御記入ください。)

(フリガナ) 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日		年 月 日(歳)		年 月 日(歳)
今回の治療方法	A B C D E F 該当する記号(注参照)に○を付けてください。		1 体外受精 2 顕微授精 該当する番号に○を付けてください。	
今回の治療期間	年 月 日 ~		年 月 日	
領収金額	今回の治療にかかった金額 領収金額 円 ※保険診療の一部負担金(入院費、食事代、文書料及び消費税は対象外)を記入してください。			

※ この証明書を沖縄県外の医療機関が発行するときは、当該医療機関所在地の都道府県の自治体の長が生殖補助医療を実施する医療機関として指定したものであることを証明する書類を添付すること。

<p>(注)助成対象となるのは次のいずれかに相当するものです。</p> <p>A 新鮮胚移植を実施</p> <p>B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)</p> <p>C 以前に凍結した胚による胚移植を実施</p> <p>D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了</p> <p>E 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常等による中止</p> <p>F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止</p> <p>(注)採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象になりません。</p>
--

上記治療に係る領収額及び費用の明細を確認できる医療機関が発行した書類(領収書及び診療明細書など)を添付してください。